

**【表紙】**

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年8月10日
【四半期会計期間】	第38期第1四半期（自平成30年4月1日至平成30年6月30日）
【会社名】	株式会社ハウス オブ ローゼ
【英訳名】	HOUSE OF ROSE Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 神野 晴年
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂2丁目21番7号
【電話番号】	03-5114-5800
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 池田 達彦
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂2丁目21番7号
【電話番号】	03-5114-5800
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 池田 達彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第37期 第1四半期 累計期間	第38期 第1四半期 累計期間	第37期
会計期間	自 平成29年 4月 1日 至 平成29年 6月 30日	自 平成30年 4月 1日 至 平成30年 6月 30日	自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月 31日
売上高 (千円)	3,455,091	3,626,761	13,978,006
経常利益 (千円)	76,997	179,165	531,606
四半期(当期)純利益 (千円)	40,953	112,067	282,546
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	934,682	934,682	934,682
発行済株式総数 (株)	4,703,063	4,703,063	4,703,063
純資産額 (千円)	5,325,179	5,529,595	5,505,378
総資産額 (千円)	8,902,199	9,600,497	8,955,527
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	8.71	23.83	60.08
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	40.00
自己資本比率 (%)	59.8	57.6	61.5

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 財政状態及び経営成績の状況

大阪北部地震並びに西日本豪雨により、被災された方々には謹んでお見舞い申し上げますと共に、一日も早い復旧、復興を心からお祈り申し上げます。

当第1四半期の国内景気は、引き続き企業収益の改善等を背景に、概ね緩やかな回復が持続しましたが、世界的な通商問題による影響が懸念される状況になっております。一方小売業界は、伸長する通販事業者を始め業界を超えた競争が激しくなっている中、原材料価格の上昇や人件費増に加え、消費者の根強い節約志向もあり、収益環境は総じて厳しさが続いております。

#### (直営店商品販売事業)

主力であるハウス オブ ローゼ直営店販売事業につきましては、スキンケア化粧品の販売強化と共に、販売促進や季節限定商品の拡充を図りつつ、課題である新客数の増加を伴う総客数の増加に注力し、取り組んでまいりました。ここ数年来、店舗収益向上を図るべく不採算店舗の退店を進めており、店舗数が前年同期より12店舗減少したため、売上高は前年同期比2.5%減となり総客数も減少しました。しかしながら、既存店ベースでは売上高はほぼ前年同期並みを確保し、総客数並びに課題である新客数は微増となりました。

ネット通販事業は、自社ネット通販において広告宣伝などの販売促進策の強化・拡充を進めた結果、季節限定商品の売上拡大やリピート購入の増加につながり、売上高は前年同期比で25.1%増加いたしました。

以上の結果、当事業売上高は26億26百万円（前年同期比2.0%減）、営業利益は6百万円（前年同期比28.9%減）となりました。

#### (直営店サービス事業)

リラクゼーションサロン事業は、事業改善のため不採算店舗の退店を進めており、店舗数が前年同期より6店舗減少したため、売上高は前年同期比12.6%減となり総客数も減少しましたが、サロンスタッフの技術力強化や店舗環境の整備を図り、既存店ベースでは売上高、総客数とも増加しました。

カーブス事業は、前期に出店した2店舗の寄与と共に、既存店においても入会促進活動の成果により会員数が増加し、売上高は前年同期比3.5%の増加となりました。

以上の結果、当事業売上高は3億72百万円（前年同期比5.0%増）、営業利益は26百万円（前年同期比54.0%増）となりました。

#### (卸売販売事業)

店舗向け卸売につきましては、量販店向け卸部門でボディケア化粧品を中心としたMD「リラックスタイム」が進展したものの、個人オーナー店舗向け卸部門が客数減等により業績が低迷し、売上高は前年同期比5.0%の減少となりました。一方、その他一般卸売につきましては、国内事業者を通じた中国越境EC向け卸売が大きく伸長し、売上高は前年同期の約3倍となりました。

以上の結果、当事業売上高は6億27百万円（前年同期比64.3%増）、営業利益は1億47百万円（前年同期比185.4%増）と大幅に増加いたしました。

以上の結果、当第1四半期における全社売上高は36億26百万円（前年同期比5.0%増）、営業利益は1億81百万円（前年同期比129.9%増）、経常利益は1億79百万円（前年同期比132.7%増）、四半期純利益は1億12百万円（前年同期比173.6%増）となりました。

#### (2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

#### 基本方針の内容

当社は、経営権の異動に伴う企業活動の活性化の意義について否定するものではありませんが、当社の財務および事業を支配すべき者の在り方としては、培ってきた経営ノウハウにより顧客の支持・信頼を得て、継続的に事業を発展させると共に、当社の経営理念に則り、株主をはじめとするステークホルダーの価値の向上を図るものではないと考えております。

#### 取組みの具体的な内容

##### イ. 当社財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は現在、連結財務諸表作成会社といたしておりません。当社は創業以来の化粧品販売事業をコアビジネスと捉え、それを補完する事業を行いつつも経営資源の大部分を化粧品販売事業に投入しております。子会社につきましても、主として化粧品販売事業を進展するために法令に従い、必要最小範囲において当社が出資しております。以上のように当社に集中して投入された経営資源（財産）の活用につきましては、剰余金の処分は株主総会での決議事項としておりますが、基本方針は取締役会にて定め、執行役員制度の下、「業務分掌規程」や「職務権限規程」をはじめとする各種規程に従い執行し、その結果をフィードバックしております。さらに監査役および内部監査において定期的に適法性・妥当性および統制状況についてモニタリングを行っております。

##### ロ. 基本方針に照らして不適切な者によって当該株式会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は現在のところ所謂「買収防衛策」は導入しておりませんが、仮に当社の財産および経営権を支配あるいは影響力を行使する目的で当社株式の大量取得を表明する者が出現した場合には、基本方針に照らし慎重にその適正性を判断し、当社として最も適切であると考えられる措置を講ずるものといたします。具体的には、社外の専門家を含め、当該買収提案の評価や表明者との交渉を行い、その中で当社の経営理念、企業価値に適合せず、また株主共同の利益に資しないと判断した場合には、速やかに対抗措置の要否および内容等を決定し実行する体制を整えます。

#### 取組みの該当性に関する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

##### イ. 当該取組みが基本方針に沿うものであること。

当社の「会社の支配に関する基本方針」は、取締役会において決議いたしました。基本方針にも掲げているように、当社は、経営権の異動に伴う企業活動の活性化の意義について否定するものではありません。従いまして当社株式の大量取得を表明する者が出現した場合には、基本方針に照らし慎重にその適正性を個別に判断し、当社として最も適切であると考えられる措置を講ずるものとしております。

##### ロ. 当該取組みが当社株主の共同の利益を損なうものではないこと。

現在「買収防衛策」を導入せず個別に評価し、社外の専門家を含め第三者の意見に基づき措置を講ずることとしております。

##### ハ. 当該取組みが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと。

当社は、顧客の支持をはじめ様々なステークホルダーの支援により現在に至っていると考えております。経営理念もその認識を踏まえて掲げているものであり、当社はそれに基づき事業活動に努めております。今回の基本方針は、そのことを十分念頭において取締役会にて決議いたしました。

#### (3) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,000,000
計	12,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成30年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年8月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	4,703,063	4,703,063	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数100株
計	4,703,063	4,703,063	-	-

##### (2)【新株予約権等の状況】

###### 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

###### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成30年4月1日～ 平成30年6月30日	-	4,703,063	-	934,682	-	1,282,222

##### (5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

##### (6)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できないため、直前の基準日である平成30年3月31日の株主名簿により記載しております。

###### 【発行済株式】

平成30年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 500	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,701,200	47,012	同上
単元未満株式	普通株式 1,363	-	同上
発行済株式総数	4,703,063	-	-
総株主の議決権	-	47,012	-

(注)「単元未満株式」欄には、当社所有の自己保有株式92株が含まれております。

## 【自己株式等】

平成30年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社ハウスオブローゼ	東京都港区赤坂2丁目21番7号	500	-	500	0.0
計	-	500	-	500	0.0

## 2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（平成30年4月1日から平成30年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成30年4月1日から平成30年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は平成30年7月1日付をもって名称をEY新日本有限責任監査法人に変更しております。

### 3 四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.35%
売上高基準	-%
利益基準	0.81%
利益剰余金基準	0.32%

会社間項目の消去後の数値により算出しております。

## 1【四半期財務諸表】

## (1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成30年 3月31日)	当第1四半期会計期間 (平成30年 6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	2,340,070	2,765,141
売掛金	1,129,725	1,200,556
商品及び製品	1,588,347	1,633,470
その他	21,029	2,300
流動資産合計	5,079,173	5,601,468
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	362,313	359,092
土地	1,369,668	1,369,668
リース資産(純額)	155,309	158,150
有形固定資産合計	1,887,292	1,886,912
無形固定資産		
投資その他の資産	123,157	219,762
差入保証金	651,722	637,353
その他	1,215,029	1,255,128
貸倒引当金	847	127
投資その他の資産合計	1,865,905	1,892,354
固定資産合計	3,876,354	3,999,029
資産合計	8,955,527	9,600,497
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	469,034	378,341
電子記録債務	472,596	816,380
短期借入金	-	150,000
未払法人税等	175,872	117,097
賞与引当金	193,381	344,217
その他	672,204	784,707
流動負債合計	1,983,089	2,590,744
固定負債		
退職給付引当金	1,115,590	1,124,170
役員退職慰労引当金	69,264	60,714
資産除去債務	4,941	14,046
その他	277,263	281,225
固定負債合計	1,467,059	1,480,157
負債合計	3,450,148	4,070,901
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	934,682	934,682
資本剰余金	1,282,222	1,282,222
利益剰余金	4,165,294	4,183,313
自己株式	655	655
株主資本合計	6,381,543	6,399,561
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	94,769	100,968
土地再評価差額金	970,933	970,933
評価・換算差額等合計	876,164	869,965
純資産合計	5,505,378	5,529,595
負債純資産合計	8,955,527	9,600,497



## (2)【四半期損益計算書】

## 【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)
売上高	3,455,091	3,626,761
売上原価	993,825	1,070,714
売上総利益	2,461,265	2,556,046
販売費及び一般管理費	2,382,403	2,374,755
営業利益	78,861	181,290
営業外収益		
受取利息	446	202
受取配当金	1,242	1,891
不動産賃貸料	194	194
その他	1,548	1,490
営業外収益合計	3,430	3,778
営業外費用		
支払利息	298	1,347
不動産賃貸原価	122	119
リース解約損	4,873	4,437
営業外費用合計	5,294	5,904
経常利益	76,997	179,165
特別利益		
投資有価証券売却益	2,792	-
特別利益合計	2,792	-
税引前四半期純利益	79,789	179,165
法人税、住民税及び事業税	74,690	98,927
法人税等調整額	35,853	31,829
法人税等合計	38,836	67,098
四半期純利益	40,953	112,067

【注記事項】

(追加情報)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等を適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

(四半期貸借対照表関係)

四半期会計期間末日満期手形

四半期会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当四半期会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期会計期間末日満期手形が四半期会計期間末日残高に含まれております。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当第1四半期会計期間 (平成30年6月30日)
支払手形	42,646千円	31,332千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)
減価償却費	16,046千円	34,380千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年5月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	94,050	20.00	平成29年3月31日	平成29年6月6日

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年5月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	94,049	20.00	平成30年3月31日	平成30年5月31日

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期会計期間の末日後となるもの該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自 平成29年4月1日 至平成29年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位:千円)

	直営店商品販売事業	直営店サービス事業	卸販売事業	合計
売上高				
外部顧客への売上高	2,681,035	392,415	381,640	3,455,091
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-
計	2,681,035	392,415	381,640	3,455,091
セグメント利益	9,690	17,503	51,667	78,861

(注)セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントの利益の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 平成30年4月1日 至平成30年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位:千円)

	直営店商品販売事業	直営店サービス事業	卸販売事業	合計
売上高				
外部顧客への売上高	2,626,576	372,988	627,196	3,626,761
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-
計	2,626,576	372,988	627,196	3,626,761
セグメント利益	6,893	26,960	147,436	181,290

(注)セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

(事業セグメント利益又は損失の測定方法の変更)

前第2四半期累計会計期間より、越境EC事業者への卸販売が大きく増加したことに伴い、報告セグメント別の経営成績をより適切に反映させるため、全社費用のうち共通経費の配賦方法を変更しております。

なお、前第1四半期累計期間のセグメント情報は、変更後の報告セグメントの区分方法及び見直し後の配賦方法に基づき作成したものを開示しております。

3. 報告セグメントの利益の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	8円71銭	23円83銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	40,953	112,067
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	40,953	112,067
普通株式の期中平均株式数(千株)	4,702	4,702

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

平成30年5月14日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の配当を行うことを決議いたしました。

(イ) 配当金の総額・・・・・・・・・・94百万円

(ロ) 1株当たりの金額・・・・・・・・・・20円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日・・・・平成30年5月31日

(注) 平成30年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年 8月10日

株式会社 ハウス オブ ローゼ  
取締役会 御 中

E Y 新 日 本 有 限 責 任 監 査 法 人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 新 居 伸 浩 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 堀 井 秀 樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ハウスオブローゼの平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第38期事業年度の第1四半期会計期間（平成30年4月1日から平成30年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成30年4月1日から平成30年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ハウスオブローゼの平成30年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。